## (宛先) 太子町長 様

# 施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・ファミリーサポートセンター事業の施設等利用費

#### 年 月~ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、太子町内に居住していることを太子町が住民基本台帳で確認する こと。
- 2. 実際に利用していることを太子町が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を太子町が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を太子町が確認すること。

### 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

ふりがな		認定		₸
氏 名	※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です	子ども との 続柄	現住所	電話:

## 2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

法第30条(	の4の認定権	重別 [	□ 第2号	□第	3号	認	定	番	号					
生年月日		左	F	月	日	Ş	り	が	な					
年 月	日~ 年	. 月	日の間の	住所		H			名					
□ 現住所 <i>の</i>	)とおり 🗆	転入し	た□鶇	は出し	た	比			和					
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入									年	月	月			

## 3. 償還払いの振込先を記入してください(※1)

□前回と同じ⇒口座情報の記入は不要です。										
金融機関名		預	金	種	目	口	<b>幹通</b>	] 当/	埊	
銀行・信用金庫	支店	П	座	番	号					
農協・信用組合	出張所	口座	名義(	カタス	カナ)					

## 4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・ファミリーサポートセンター事業を記入(複数記入可)

1	ふ施事	り が 設 業	な ・名			所	在	地	〒 也 電話:
		契約し	てい	√る利用料※2	□月額		円口	日額	円 □ 時間額 円
	ふ	りが	な						〒
2	施事	設業	· 名			所	在	地	電話:
		契約し	てい	○る利用料※2	□月額		円口	日額	円 □ 時間額 円
	Š	りが	な						〒
3	施事	設業	· 名			所	在	地	電話:
		契約し	てい	る利用料※2	□月額		円 🗆	日額	頁 円 □ 時間額 円

<sup>※1</sup> 申請者と振込先の口座名義は必ず同一となるようにしてください。

	Ş	りがえ	Ì					〒
4	施事	PX.	•		所	在	地	
Ŧ	事	業	名					電話:
		契約して	いる利用料※2	□月額		円口	日額	[ 円 □ 時間額 円
	Š	りがえ	iz .					〒
(5)	施事	EX.	•		所	在	地	
0	事	業	名					電話:
		契約して	いる利用料※2	□月額		円口	日額	円 □ 時間額 円
	Š	りがえ	Ĭ.					〒
6	施事	EX.	•		所	在	地	
	事	業	名					電話:
		契約して	いる利用料※2	□月額	•	円口	日額	円 □ 時間額 円

※①~⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該 利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の口にVを記入し、算定した月額相当分 を記入してください。

## 5. 認可外保育施設・一時預かり事業・ファミリーサポートセンター事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設 に支払った 月額利用料 (保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・ファ ミリーサポートセンター事業に 支払った月額合計利 用料 (b) ※3	士北佐八司.	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して 小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

- ※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設等からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提 供証明書をすべて添付してください。
- ※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利 月額相当分を算定してください。(10円未満の端数がある場合は切り捨て) 当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の
- ※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
  ・月途中で認定期間が終了する場合、

  - \_\_または別の市町村へ転出する場合の限度額:37,000(42,000)円× 転出日までの日数:その月の日数
  - ・月途中で認定期間が開始される場合、
  - または別の市町村から転入した場合の限度額:37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数
- ※6 施設等利用給付費の支払は、年4回(3か月ごと)としています。 下記を請求の目安としてください。

施設等等を利用した月	請求する月
10月~12月	1月
1月~3月	4月
4月~6月	7月
7月~9月	10月

発行責任者	氏 名	請求者と同じ	連絡先:請求者欄と同じ
担当者	氏 名	請求者と同じ	連絡先:請求者欄と同じ